

自治が息づく三鷹で協同労働を実装化する

—労働者協同組合法制定・施行を契機に—

相良 孝雄
佐藤 洋作

2年間の研究活動で、三鷹市における労働者協同組合や協同労働の実装化の萌芽が生まれている。より実装化を進めるためには「①地域の多様な人と出会い、協同労働への共感・理解を広げる」「②一人ひとりが意見を出し合える学習運動のコミュニティを継続する」「③協同労働を軸に、仕事おこしの事実をつくり、継続し、広げていく」「④個人・団体が連帯してつくる『三鷹市協同労働プラットフォーム(仮)』の設立」をあげた。これらは共通して、多様な市民が出会い、つながり、自分の願いや思い・困りごとを共有するコミュニティづくりが土台になる。

キーワード：労働者協同組合(法) 協同労働 実装化 市民の主人公性・自治・連帯
コミュニティづくり 地域づくりを仕事おこしで

1 はじめに

本研究の目的動機、背景、調査方法、研究活動の軌跡、論文構成をまず説明する。

1.1 目的

本研究の目的は、三鷹市で労働者協同組合や協同労働の実装化の可能性とその発展方向を考えることにある。

協同労働とは「一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域の困難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う」¹⁾とされる。協同労働は労働者協同組合(ワーカーズコープ)の働き方とは何かを探究するなかで生まれた。2020年12月の臨時国会で全党・全会派が賛同して「労働者協同組合法」(以下：労協法)が制定され、労働者協同組合や協同労働が社会に広く認知され始めている。

三鷹市は「三鷹市自治基本条例²⁾」にもあるように、市民が主体となる自治・協働のまちづくりを推進しているが、その政策と協同労働・労働者協同組合は相性がいいのではないかと考えている。協同労働や労働者協同組合は、労働者が出資し、

経営しながら市民や労働者の話し合いと自治の文化をつくり、仕事おこしを通じて持続可能で活力ある地域社会づくりに貢献する。その意味では、ボランティアベースの地域づくりと比較して、より地域づくりをする主体の強さがあり、事業が軌道に乗れば、事業・活動の継続性を担保することができると考えている。

1.2 研究動機

現在、相良は協同総合研究所(以下、協同総研)の事務局長として、労働者協同組合の理論と実践に触れる環境にあるなかで、仕事上の学びを市民の立場から活かしたいと考えている。協同総研では現在、協同労働・労働者協同組合の設立に関する研究を進め「協同ではたらくガイドブック入門編・実践編」「協同の発見」等で紹介している。しかし三鷹市内には筆者が知る限り労働者協同組合は存在しない。そこで居住地の三鷹で協同労働や労働者協同組合をつくりたいと考えている。

共同研究者の佐藤は、文化学習協同ネットワーク³⁾の代表であり、元協同総研の理事である。佐藤は以前から協同労働に注目し、三鷹での協同のネットワークづくりを推進したい思いがあり、共

同研究者となった。

1.3 研究背景

労協法は全党・全会派の賛同の下、議員立法で提出され「地方創生」「就労創出」「働き方改革」「地域共生社会」等の視点から期待されている。労協法第1条(目的)には「多様な就労の機会の創出」と「地域における多様な事業に応じた事業の実施」を通じて、「持続可能で活力ある地域づくりに資すること」とある。

労協法制定に向けて、全国954の都道府県・市区町村議会で本法律の早期制定の意見書が採択され、三鷹市議会でも平成20年(2008年)第3回定例会で可決している。労協法の制定・施行後、国・自治体では、労協法の周知・広報・実装化のための事業・活動が始まっている。しかし三鷹市内では、労協法や協同労働の働き方がま

だまだ周知されていない。

1.4 調査方法

三鷹市内でのインタビューを中心に調査した(表1)。市長・8会派21人の三鷹市議会議員・文化学習協同ネットワーク(以下:協同ネット)、量り売りとまちのお店「野の」(以下:野の)へのヒアリング調査をしてきた。それをもとに、三鷹市内で協同労働・労働者協同組合の実装化を考えるために、「コモンズ三鷹武蔵野会議」の立ち上げ、三鷹ネットワーク大学推進機構『民学産公』協働研究事業の一環として、「働くこと再発見-三鷹でつくる協同労働」「働くこと再発見」市民から立ち上げる共生社会を開催した。

研究期間は、2020年12月に労協法が制定され、2022年10月1日に施行されたため2年間

表1 2年間のまちづくり研究員の活動軌跡

日時	活動	備考(目的・主催・会場)
2021年4月～ 2023年3月	協同ネットと懇談	まちづくり研究員打合せ。会議、講座打合せ。協同ネットの協同労働・労働者協同組合の親和性他
2021年9月	「NPOに活かす!新法人「労働者協同組合法」を知る講座開催(出講)	武蔵野文化生涯学習事業団主催(武蔵野プレイスで開催) 【オンライン】
2021年10月～ 2023年3月	「野の」の皆さんとの継続的な懇談	労協法を契機に市内で労働者協同組合、協同労働を志向する団体。10月11日開店。
2022年2月	『協同労働ってなんだろう?』 —労働者協同組合法から施行に向けて—	三鷹ネットワーク大学推進機構主催(三鷹ネットワーク大学で開催)
2022年2月～6月	三鷹市議会議員(8会派・21人)と懇談。生活経済課等との自治体職員との懇談	労協法制定報告、三鷹での労働者協同組合・協同労働の生かし方を考える。
2022年3月～ 2023年3月	コモンズ三鷹武蔵野会議の開催	協同ネットの会議室で開催
2022年7月8日	河村孝三鷹市長と懇談	労協法制定報告、三鷹市で労働者協同組合・協同労働を市政にどう生かすか
2022年9月～ 2022年11月 (計6回)	『働くこと再発見』(三鷹でつくる協同労働)	三鷹ネットワーク大学推進機構『民学産公』協働研究事業」で開催
2023年1月28日	『働くこと再発見』市民から立ち上げる共生社会」開催(講座成果のフォーラム)	三鷹ネットワーク大学推進機構武蔵野公会堂で開催。107名。三鷹ネットワーク大学推進機構『民学産公』協働研究事業」、協同ネット×協同総研共催
2023年2月26日	「三鷹市がんばる地域応援プロジェクト報告会」コーディネーター	三鷹市主催行事。自治会・町内会等の地域活性化の報告会
2023年3月1日	「働くこと再発見」受講生懇談会	講座後の懇親会、今後の取り組みへ。(働くこと・仕事おこし)×(地域活動)×(地域課題・ネットワーク構築)グループ議論

とした。1年間延ばしたのは、施行後に全国で法人設立や協同労働の働き方が実装化され、広がりを見せると考えたためである。

1.5 本論文の構成

第2章では、協同労働・労働者協同組合の特徴を述べた上で、三鷹市での自治・協働のまちづくりのあり方との親和性を考察する。

第3章では「三鷹市内の実践事例から協同労働・労働者協同組合の実装化を探る」をテーマに、「協同ネット」「野の」「協同労働に関する講座とシンポジウム」の実践から、その成果と実践のポイントをまとめる。

第4章では、「三鷹市で協同労働・労働者協同組合の実装化を進めるために」をテーマに、実装化のための全国実践を紹介し、市長懇談・議員懇談から見えてきた三鷹の現状や労働者協同組合・協同労働の活用方法の可能性を考察する。

第5章では、まとめとして主に第3章・第4章の内容をもとに「三鷹でより労働者協同組合や協同労働を実装化する戦略」として、4つのポイントをあげる。

最後に、今後の研究活動への思いを述べたい。

2 協同労働・労働者協同組合とは

本章では協同労働や労働者協同組合（法）の特徴と現局面を述べた上で、それがどのような社会的インパクトを与えるのかを述べる。

2.1 協同労働とは

協同労働は労働者協同組合の働き方とは何かを探究する中で発見された。日本労働者協同組合（ワーカーズユープ）連合会（以下：日本労協連）の「協同労働の協同組合の原則」（2015年）を引用する。「私たちは、発見した。雇われるのではなく、主体者として、協同・連帯して働く『協同労働』という世界。一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域に必要・困

難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。そんな新しい働き方だ」（図1）。

このように協同労働の概念は、「主体者（主人公）として」「生活と地域に関わる」等、多様な側面がある。労働者協同組合による「よい仕事」の実践の深まりや事業分野の広がり、関わる組合員の多様性により進化していくものであるために、協同労働を「動的」に捉えることが大切である。

「協同労働」の発見は1990年代であった。日本労協連 1992年開催の総会付属資料集には、「協同労働者」の文言は出るが、実践上で使われ始めたのは、1997年からである（相良 2021a: 52-64）。

働く人が出資し、経営する協同労働で働く人は全国で約10万人おり、40年の歴史、1,000億円の事業規模があるとされている。主な団体として、中高年齢層の失業者による就労創出の運動から始まった日本労協連（15,000人、年間事業高372億円）、生活クラブ生協などの組合員運動から始まったワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（7,000人、340団体、年間事業高135億円）、障がいのある人びとの就労創出



図1 協同労働の働き方

に取り組む団体（NPO 法人共同連・浦河べてるの家等）、農村女性起業（農産物の加工・直売所・レストラン運営 9,497 団体）、共同売店等である。

2.2 労働者協同組合とは

労働者協同組合は協同組合の一団体であり、働く人が出資して組合員となり、その組合員が経営に主体的に参加して生活と地域に必要な仕事をおこす団体である。

協同組合は出資した組合員が一人一票の原則で経営に関わる。労働者協同組合は、労働者が組合員となる協同組合であり、仕事をつくり出すための資金や回転資金の必要性から、出資額は農協や生協の組合員の出資額と比べて高く設定している。日本の労働者協同組合のモデルとしてつくられた労協センター事業団では、1口5万円で給料の2か月分以上を2年間で出資すること（毎月の給料や一時金での増資等）を目標にしている。これは銀行等の外部資本に支配されるのではなく、利益も積立ながら、自分たちで必要な資金を出し合い賄うことで、より自分たちの経営を自分たちでつくっていくことを大切にしている。このように労働者協同組合の組合員は、労働者が出資・経営を担うために、高度な自治と協同の姿勢が求められる「全組合員経営」を実践している。

労働者協同組合には、前述した日本労協連の会員、ワーカーズ・コレクティブネットワークの会員の外に、労協法の施行で労働者協同組合法人となった団体も出始めている。

海外に目を移すと1,115万人が労働者協同組合（社会的協同組合含む）に関わっているとされている。海外では学校、病院、マスコミ、エネルギー事業等、公益性が強い事業を労働者協同組合が運営している⁴⁾。スペインの場合、経済危機が起きるなかで起業形態の一つとして労働者協同組合が注目され、2017年現在、21,094の協同組合のうち、17,150は労働者協同組合であり、

2017年の1年間で1,275の協同組合が生まれている（相良 2018:8）。

2.3 協同労働の働き方・生き方が若者に求められている

一人ひとりが主人公・当事者として生き方・働き方をデザインする時代が来ているように考えている。

労協センター事業団と協同総研は、2015年から計12大学で寄附講座を開講し、相良は各大学で講師ならびに事務局として学びをコーディネートしてきた⁵⁾。学生にはどの講座でも「働くことは楽しそうか？苦しそうか？」を聞いた（もちろん現実には両方あることを前提として）。7割近くの学生が「苦しそう」と回答する。その理由は、「ノルマがありそう」「サラリーマンが電車で疲れている」「楽しいこともあるかもしれないが、苦しいことの方が多そう」などの意見が出る。

労働者以外の働き方である「経営者」や「自営業者」になりたいかといえば、「労働者（雇用されて働く）が安定しており、あまり責任を負わなくていい。」「消去法でこれが一番しんどくなくさそう」との意見が多数出る。

また働く目的について『ライスワーク（食べるため・生計）』・『ライフワーク（自己実現・実績）』・『ソウルワーク（社会のため・他人のため）』をあわせて10になるよう配分し、その理由を考えてみて」と伝え、ライスワークが一番高く、ソウルワークが低くあげる人が多くいる。

しかし「どう生きたいか」と聞くと、「人や誰かのために生きたい」「自分の好きなことで社会に貢献したい」「タイパ（タイムパフォーマンス）をあげ、プライベートの時間を充実させたい」など、よりよく意味ある生き方をしたいというポジティブな気持ちが多く寄せられる。

これらの回答を聞くなかで、相良からは「働くことが苦役であり、誰かの指示・命令のもとでやらされるものであると感じ、自らが考

え選ぶ『働き方』ではなく、誰かによってつくられた『働かせられ方』になっているのでは」と話す。

そのようなやりとりをした上で、学生に「協同労働」を紹介すると、「働くことの視野や選択肢が広がった」「そもそも働くことや生きることを友達や家族と話したことがなかった」などの反応が多く出される。埼玉大学の学生は協同労働の特徴として、「協同労働は他の働き方と何が違うのか」というと、『仲間がいる』『地域と繋がる』『新たな職場を作り出す』という3つの大きな特徴であり、これらを生み出すのが、『無関心ではいけない』ということ」という意見が出された。

また協同労働に強く共感し、ワーカーズコープの現場への訪問、インターンシップへの参加、アルバイトや社会人として働き始める、卒業論文や修士論文で協同労働をテーマにする事例も多数出てきている。

このような学生と関わるなかで、誰かにつくられたルールに乗った「生き方」「働き方」だけではなく、自らが仲間とともに生き方や働き方をつくり、それがより人間らしく生きること、働くことにつなげて考える学生が出てきていることに希望を感じている。

2.4 生存の危機のなか、労働者協同組合が新たな社会や経済のあり方を実装化する

現代社会は、人類を含む生きとし生けるものが生存の危機に直面している、といっても過言ではない。気候危機から発生される災害の多発、ロシアのウクライナ侵攻から端を発した防衛だけではなく食糧やエネルギーも含めた安全保障、資本主義経済の行き過ぎによる格差の拡大と労働の商品化、コロナ禍で人と人とが分断され、孤独死やフレイル状態の高齢者、虐待も増加傾向にある。

これらの課題に対し、どのような答えを出すのかも難しく、その問いの立て方も人それぞれ

であろう。しかしこれらに共通して言えることは、「人間が引き起こした事象」であるということだ。そしてこれらの課題を解決する指針として、国連が定めた持続可能な開発目標であるSDGsは社会のあらゆる場面で触れる機会になっている。

そのなかで、今後、どのように人間として生きるのか・働くのかをテーマにした本が多くの方に読まれている。『君たちはどう生きるか』（吉野源三郎著）は漫画・書籍版で累計260万部以上が売れている。また、『人新生の資本論』（斉藤幸平著）も50万部以上が購入された。同書で、斎藤は「掠奪や収奪の経済モデルから、持続可能で、相互共助に重きを置いた参加型社会主義への転換」⁶⁾の文脈で、スペインのワーカーズコープを紹介している（斎藤、2020）。この著書を読み、ワーカーズコープで働き始めた人、ワーカーズコープをつくりたいという問い合わせも来ている。また、資本主義経済に変わる「社会的連帯経済」の団体として、人との連帯・協同で就労をつくる、社会をつくる意味で「労働者協同組合」に関わる書籍が多く出されている⁷⁾。

2.5 市民が協働してまちをデザインする三鷹市と協同労働の考え方はピッタリ

三鷹市は、市民参加による協働のまちづくりを推進している。具体的には、日本初のコミュニティ・センターである「大沢コミュニティ・センター」の開設、小・中学校一貫教育校の「コミュニティ・スクール」の全市展開、「市民協働センター」や「三鷹市星と森と絵本の家」の開設までのプロセスは、市民との協働実践を進めた代表的事例である。

前述した「三鷹市自治基本条例」以外にも、三鷹市基本構想（平成13年9月市議会議決）の前文に、「平和・人権・自治を基調として」を掲げている。これらにおいても「市民の参加による協働」や「自治」はまちづくりを推進するコンセプトとなっている。

前市長の清原慶子は「三鷹市のそれぞれの政策や事業には、市民の皆様への愛情、自治への想い、参加と協働の実践が「市民力」として大きく存在するのである一きめの細かい公共サービスの提供は、行政だけではなく、市民を主人公とする担い手の参加、すなわち「市民力」の発揮によってこそ実現できると考えるからである。まさに、「新しい公共」の実践が市民によって進められてきている」と述べている。清原報告は、市民が公共をつくる主人公であることを位置付け、三鷹市が実践として市民との協働を進める自治体であることを述べている（清原・淡路 2010:8）。

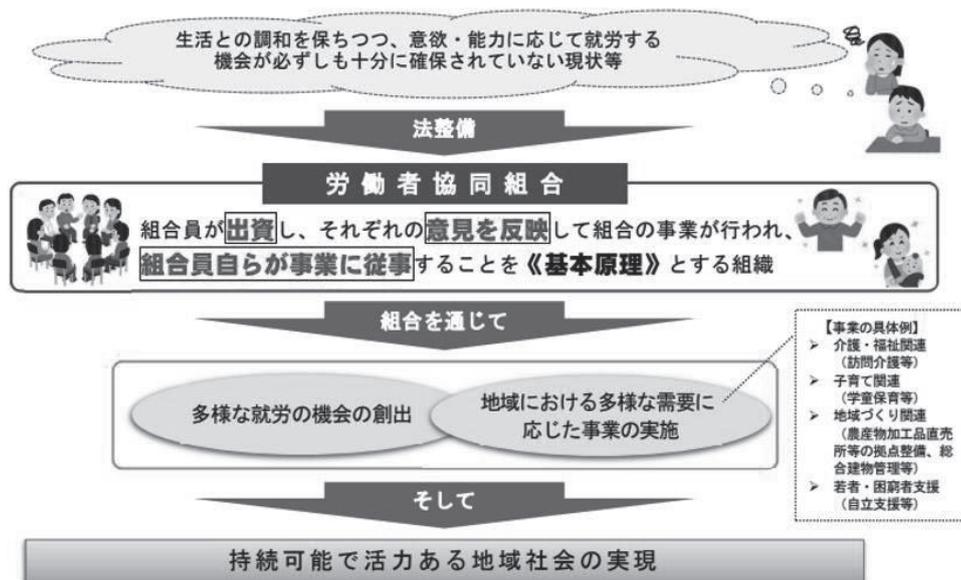
現市長の河村孝は「市民参加」と「協働」について、次のように述べている。「『市民参加』と『協働』は似ている言葉ですが、厳密には違うものです。やや難しく言うと、市民参加とは『市が原案を決める前に、市民の皆さんの意見を聞く』というものです。一方の協働とは『市と市民の皆さんがあるテーマについて一緒に実行する』というものです」。⁸⁾

河村市長がどのように市民とまちづくりをし

ていきたいのかを紹介する。河村市長の著書「明日のまち『三鷹』を考える」では「社会実験の方法は、挑戦的にまちづくりを推進する上で有効な手段である。まずは、自力で小さな実験の成功を重ねるところから始めることが必要だ」（河村 2018:29）と述べている。そして「公共や市民自治の視点から『公共』の『公』だけではなく、『共』の部分を今後どれだけ創出し、拡大していくかは、三鷹市にとってだけではなく、これからの国全体の大きな課題だと思う」（前掲書:58）、「『共』の空間は、やはり地域の住民組織やNPO法人のみなさんが担うべきだと思った。これこそ『住民自治』の原点だ」（前掲書:62）とも述べている。

引用が長くなったが、このように歴代の市長は社会を変え続けるマインドと公共をつくる上で「住民自治と協働」を広げる視点がある。それを実装化する「社会実験」として「仕事おこし」や「居場所づくり」を通じて、市民や働く者が主人公となり、自治・協働でつくる労働者協同組合や協同労働はとても親和性が高いものではないだろうか。

労働者協同組合法について



出典：厚生労働省ホームページ『知りたい！労働者協同組合法』

図2 労協法概要

2.6 労協法の特徴とその活用

労協法第1条の目的には、「組合員が出資」「意見反映」「事業に従事」することが労働者協同組合の基本原理と定め、「多様な就労の機会」と「地域における多様な就労に応じた事業の実施」を通じて、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を目指す（図2）。

労協法ができた意味として、今までの「働くこと」の価値観を大きく転換させるきっかけになるとともに、「働くこと」と「地域社会」が仕事おこしや居場所づくり等を通じて、より密接につながって考えることができると考えている。また3人の発起人で非営利団体がつくれることは、地域で市民の自治的なコミュニティを生まれる条件となる。

また労協法施行後3年以内であれば、NPO法人や企業組合法人からの移行が認められている。これは法施行前から労働者協同組合を自認してきた団体が、NPO法人や企業組合法人を便宜上、活用していたことが背景にある。

労働者協同組合法人と既存の法人格との比較で掲載したのが表2である。設立手続き・議決権・主な資金調達・配当のあり方⁹⁾の特徴を出してい

る。労働者協同組合法人の事業内容は人材派遣業以外のすべての事業を行うことができ、設立手続きは準則主義で3人の発起人で設立できる。議決権は協同組合組織の特徴である一人一票、主な資金調達は組合員からの出資金（脱退するときに、赤字が出ていなければ返還）になる。NPO法人は会費制で、事業領域は20分野に限られ、配当はなく、設立は認証主義で準則主義よりも時間も手間もかかる。このようにNPO法人と比較して、事業性の高さや働くこと・関わる人の主体性に重きをおいた非営利組織の特徴を持つ。

労協法の活用として、2023年3月10日現在で24の労働者協同組合法人の登記が完了している¹⁰⁾。それとともに法施行前後で、マスコミ、研究誌、著書等で労働者協同組合・協同労働が発信・出版され¹¹⁾、労働者協同組合や協同労働の社会的認知が広がっている。

協同労働や労働者協同組合に興味を持つ人と話すと「仕事を通じて地域課題を解決したい」「自分の困りごとを解決したい」「自分の力や経験したことを何かに活かしたい」「職住が近接したい」「副（複）職をしたい」「仕事がないから困っている」「民主的な職場で働きたい・つくり

表2 労働者協同組合法人と他法人との違い

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	NPO法人	一般社団法人	農事組合法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)	(1)農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2)農業の経営 (3)(1)及び(2)に附帯する事業
設立手続き	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	1人1票	原則1人1票	原則1人1票	1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当 (1)の事業を行う場合に限り) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣府ホームページ、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課にて作成

たい」「気の合う仲間で立ち上げたい」等も聞く。

法文には「協同労働」の文言は出てこないが、このように多様な方々が協同労働で職場をつくりたい、働きたいという相談が寄せられている。その意味では、労働者協同組合の働き方としての固有名詞で使われていた「協同労働」が、企業に属する労働者、市民の暮らしの場も含めて活用される段階に来たと感じている。そこで今後、「協同労働」の文化をどのように伝え、広げるのかが今後の運動の焦点になると考えている。

3 三鷹市内の実践事例から協同労働・労働者協同組合の実装化を探る

本章では三鷹市内で実践する「協同ネット」、協同労働で立ち上げた「野の」、協同労働を学ぶ講座やシンポジウムから、協同労働・労働者協同組合の実装化を探る。

3.1 協同ネットの実践

3.1.1 生きづらさを抱える子ども・若者が協同で学ぶ場・居場所・就労をつくる

協同ネットの本部所在地は東京都三鷹市（事業所は武蔵野市・西東京市・練馬区・相模原市・中野区等）であり、現在は、塾・不登校の居場所づくり、コミュニティベーカリー、若者就労支援事業（地域若者サポートステーション他）、困窮家庭の子ども・若者支援等を行っている。

歴史を辿ると、1974年に父母と学生の協同で生まれた塾づくり運動から始め、競争の教育ではなく、共同の学習を通じて、いのちにつながる生き方を探究してきた。1980年に（有）多摩地域教育研究所として法人登記。1990年に不登校の子どもたちの居場所を開設し、誰もが学べる場、子どもたちがより自由で創造的な場をつくってきた。1999年に「非営利活動法人文化学習協同ネットワーク」として法人登記。就労づくりとしてコミュニティベーカリー「風のすみか」を立ち上げ、風のすみかで使う小麦や野菜

を相模原市での農場（ニローネ農場）で栽培し、それを子ども・若者の体験プログラムとして実施している。

3.1.2 協同ネットと労働者協同組合・協同労働の親和性

協同ネットの実践は、協同で学ぶ場、仕事づくりをつくっている意味で、労働者協同組合や協同労働に近い価値観を持っている。学ぶ場であれば、ワーカーズコープがよい仕事を進める1つの基準に《3つの協同》〔①利用者（同士）との協同、②地域との協同、③働くもの同士の協同〕があるが、そこから協同ネットは《4つの協同》〔①地域での協同（父母・地域住民・ネットワーク）、②若者（子ども）たちの協同、③支援者連携をする若者たちとの協同、④スタッフ同士の協同〕を掲げ、子どもたちが協同して考え実行する自治の取り組みを進めている。

具体的な仕事おこしについて風のすみかを紹介する。風のすみかは2002年11月に構想し、2004年の9月25日にオープンした。準備期間中は、ワークショップを9回、ワンデイショップを10回、パン屋へのインターンや見学など、丁寧に準備をしながら進めたが、開設資金・パン職人・パン焼き機等の什器類、開設する店舗の場所などの多くの課題を乗り越えて開設した（佐藤・浅野 2005）。開設資金としては、NPO会員や地域から1,500万円の私募債、寄付金を集めた。パン職人は予定した人が辞退するなかで、協同ネットのスタッフの浅野由香が職人見習いの覚悟を決めて始まった。パン焼き機は、廃業されたパン屋から譲り受け、立ち上げるまで東京農工大学の食堂に保管させていただくことができた。これらを今までつながってきた縁やネットワークを生かし、「パンを膨らませるように夢を膨らませよう」というフレーズに共感した方々の力が立ち上げの成功に導いた。

風のすみかの事例の特徴として2つある。第1はひきこもっている若者の学ぶことと働くこ

とをつなげる壮大な社会実験の場だったこと。

第2はプロセスを大事にしていくこと、仕事おこしでも多くの人が主体者となって、お金も人も知恵もモノも持ち寄って立ち上げる実践である。

風のすみかの事例を紹介したが、この内容は、労働者協同組合や協同労働、イタリアの社会的協同組合¹²⁾の実践そのものである。それは働くことや学ぶことにおいて、徹底的に関係者同士で話し合い、関わる人が当事者性・主人公性をもって、仕事や居場所を協同してつくる主旨からである。

協同ネットは労働者協同組合法人ではないが、協同を軸に子ども・若者の学ぶ場と働く場と居場所をつくり、働く者が出資をしないが、それを除けば限りなく協同労働の価値観に近い文化を生み出している。

3.1.3 三鷹で協同労働のプラットフォームをつくる

より三鷹に根を張る意味では、協同ネットが中軸となり三鷹市内で「協同労働を軸としたプラットフォーム」づくりに着手したい。具体的には協同労働が大切にしている市民自治を発展させる出会いの場、居場所・学びの場として、「仕事おこし」と「地域づくり」をテーマとした共創空間である。この狙いは、1つの団体だけで仕事を請負うのではなく、多様な方が関わる個

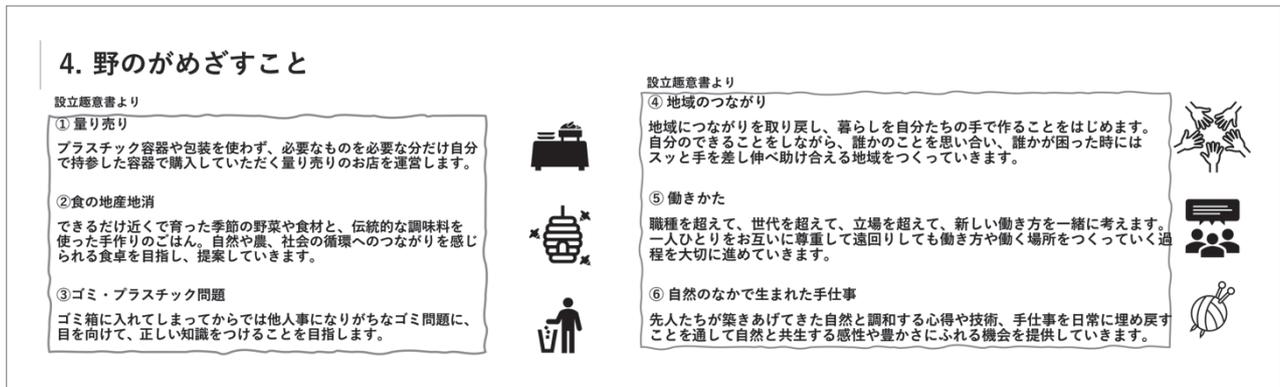
人・団体が連帯し、地域課題の解決や地域の願いを居場所づくり・仕事おこしを通じて実現することにある。その意味では多様なプレイヤーが参加し交流する土台をつくるのが、実装化する際には外せないプロセスになるだろう。

3.2 協同労働で運営する「野の」

3.2.1 「野の」の概略

「野の」は2022年5月30日に合同会社を設立し、2022年10月11日に三鷹駅南口徒歩6分のランドリー横のカフェスペースの場所に、「野の」を立ち上げた¹³⁾。事業は「調味料や日用品の量り売りの事業」「日替わりシェアキッチン事業」「仕事、料理教室等のイベント」である。「野の」は三鷹・武蔵野市民8名（市民活動参加者・料理家・医療従事者・学生等）で立ち上げ、「地域という小さな範囲から、私たちのペースで、私たちの手によって、地球環境や人・モノ・社会とのつながりをつくり直すことに通して、暮らしの豊かさと向き合える場を、共につくること」を目的にしている¹⁴⁾。

「野の」の設立趣意書には「量り売り」「食の地産地消」「ゴミ・プラスチック問題」「地域のつながり」「働きかた」「自然のなかで生まれた手仕事」の6つを掲げている（図3）。このように「野の」は持続可能な地域社会づくりを真正面から捉え、それを活動だけではなく、事業として実現しようとしている（図4）。



出典：働くこと再発見講座（2022年10月12日）資料

図3 「野の」の設立趣意書から



図4 「野の」のチラシ

3.2.2 なぜ協同労働で立ち上げたのか

2023年1月28日開催のシンポジウムで、「野の」の岡田光が話しているのもので、その内容を引用する¹⁵⁾。

『野の』の構想は、2020年2月に立ち上がった。当時から全員がフラットな立場で働く協同労働を働き方として考えていた。活動を始めるときには時間がかかったが、その間、設立趣意書づくりを通じて、何を大切にしたいのかを議論・共有した。協同労働、労働者協同組合について、相良さんや佐藤さんとも懇談して組織形態を考えてきた。事業準備として、市内のマルシェでポップアップをしながら、商品を自分たちで選定していった。2022年5月30日のごみゼロの日、労働者協同組合法が施行されていないことや就労契約のあり方を考えた上で、合同会社として一人ひとりが出資し設立した。

「協同労働には3つの魅力がある。第1は、働くことの延長に暮らすことがあることを働く身として感じられることである。『野の』は『食』に関わることで、生産者と消費者の間に立ち、自分が働いた先に地域ができていくを感じやすい。第2は、メンバー全員が暮らしの豊かさと向き合う場として、意志主導型のコミュニティと言えるかもしれないが、統一性のなかに多様性がある職場をつくっていることである。

それはとてもおもしろく新鮮で、多くの学ぶ場がある。第3は役割が固定的ではないことである。動的にダイナミックに役割を得ながら、自分がどう地域や他人に貢献できるのを考える協同労働は、受動的ではない働き方としての強みがあると感じている」

3つの魅力では、働くことと暮らすことがつながり、意志主導型の職場等のコミュニティ、地域や人への貢献する働き方が言及された。これらは、協同労働の文化を広げるときに、大切な要素である。また「野の」は合同会社で出発したが、事業や活動が軌道に乗った際に、三鷹市で第1号の労働者協同組合法人化を期待したい。それはすでに共通の価値観を共有するなかで、全国の労働者協同組合の仲間とつながり、より事業や運動を促進できると考えるからである。

3.2.3 「野の」が生まれたインパクト

本研究で「野の」がオープンしたことは大きな出来事であった。それは協同労働で運営する団体が三鷹市内で存在することで、市民が協同労働を認識しやすくなるからである。

岡田は「野の」の課題として、持続可能な経営体制をあげていた。それを実現するためには、ビジョンに立ち帰り、軌道修正をするとともに、利用者・地域の応援団の存在が必要で地域に開かれた風通しのよい職場づくりにしたい旨の発言があった。

私たちが「野の」をつくる一人の当事者として、今後も関わりながら「野の」の継続と、多様な市民が「野の」に訪れる未来展望を、「野の」のメンバーと考えていきたい。

3.3 講座の学びから（市民講座、協同労働講座、シンポジウム）

3.3.1 市民講座から

武蔵野市の武蔵野プレイスを運営する武蔵野文化生涯学習事業団からお声がけをいただき、2021年9月5日に「NPOに活かす！新法人「労

働者協同組合」を知る」に登壇した。また2022年2月19日、三鷹ネットワーク大学が主催となり、「協同労働ってなんだろう？－労働者協同組合法制定から施行に向けて」の講座を開催した。

武蔵野プレイスの講座を期に、「野の」の皆さんとの交流が本格的に始まった¹⁶⁾。その意味で武蔵野プレイスの講座は貴重な出会いの場となった。三鷹ネットワーク大学の講座では多様な三鷹市民と出会うことができ、「働くこと再発見」講座につながるまちづくり講座・仕事おこし講座のカリキュラムを作成する上で参考となった(図5、6)。

3.3.2 「働くこと」再発見—三鷹でつくる協同労働 講座・『働くこと再発見』市民から立ち上げる共生社会」シンポジウムの開催¹⁷⁾

講座は計6回開催し、毎回平均して15人が参加した(表3)。1回でも参加した人で三鷹市在住・在勤者は16人であった(他武蔵野市、杉並区、多摩地域から)。開催目的は、「持続可能で活力ある三鷹づくりを進めるために、協同労働の働き方を参加者同士で学び、それを仕事おこし・コミュニティづくりに生かす」とした。また各講座終了後に参加者に感想を書いていただき、次の講座のときに、それをリフレクションして、学びを共有することを心掛けて進めた(図7)。

参加者は協同総研発行の『協同ではたらくガイドブック入門編・実践編』を資料代として1,000



図5 武蔵野プレイスでの講座チラシ

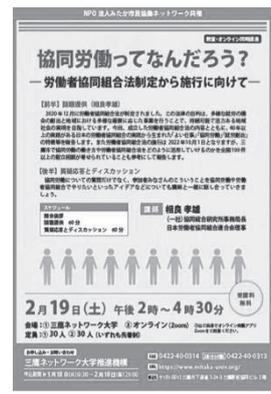


図6 三鷹ネットワーク大学の講座チラシ

円支払い、計21人が購入した。チラシは、協同ネットのユースラボに関わる若者のデザイナーが作成した(図8)。広報宣伝は、三鷹ネットワーク大学の広報媒体(三鷹駅内のチラシ配架、メールマガジン他)への掲載、協同ネット、協同総研、ワーカーズコープのネットワークを活用した。

シンポジウムは2023年1月28日に武蔵野公会堂で107名の参加で開催した(表4)。内容は二部構成とし、「協同ネットの研修会」「三鷹ネットワーク大学推進機構『民学産公』協働研究事業」の一環で開催した(図9、10)。

協同労働講座やシンポジウムに参加した人が、以下の感想文を寄せている。

◆協同労働講座

- ・労働者が意見を出し合いよりよい方向へ活動する協同労働は、労働者が協力し、人の

表3 「働くこと」再発見—三鷹でつくる協同労働講座カリキュラム

開催日	内容【目的】	話題提供者
第1回【9/14】	自己紹介、協同労働の働き方【ガイダンス】	協同総研 相良孝雄
第2回【9/28】	『医師中村哲の仕事・働くということ』上映と感想交流【はたらくことを考える】	協同総研 相良孝雄
第3回【10/12】	協同の視点から三鷹と自分の未来を語り合おう【生き方と地域とつなぐ】	「野の」岡田光
第4回【10/26】	ありたい姿を実現する協同労働による仕事おこし【仕事おこしの種探し】	労協センター事業団東京三多摩山梨事業本部 扶藤文重
第5回【11/9】	協同労働に仕事おこしワークショップ①【仕事おこしの具体的検討】	協同ネット 佐藤洋作
第6回【11/30】	協同労働による仕事おこしワークショップ②【仕事おこしの具体的検討】	参加者全員

(いずれも18時から、開催場所は1~2回三鷹ネットワーク大学、3~6回協同ネット)



図7 講座でのグループ討論



図8 講座チラシ

表4 『働くこと再発見』市民から立ち上げる共生社会」シンポジウム内容

<p>第1部 地域からの報告ー協同労働での地域づくり (13:30~14:40)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「働くこと再発見」講座の概要と協同労働・労働者協同組合 相良 孝雄 ●量り売りとまちの台所「野の」の取り組みから 岡田 光 ●「働くこと再発見」講座参加者とのパネルディスカッション 落合聡子/石毛萌/民部田駒子/岡田光 コーディネーター 相良 孝雄 <p>第2部 講演と鼎談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講演 (14:50~15:30) 「<共生と自治>への社会教育的アプローチ」 辻 浩 (名古屋大学) ●鼎談 (15:30~16:30) 子ども・若者の出番のある地域づくり 辻 浩 (名古屋大学) × 井口 啓太郎 (国立市公民館) × 佐藤 洋作 (協同ネット)
--



図9 シンポジウムの様子



図10 シンポジウムのチラシ

めに働く気持ちを持つことが必要だと感じた (第2回)

- ・量り売りのお店をつくる発想に共感した。古き良き時代の文化・技術を発掘、継承し、現代に新しい価値を共創する試みに協同労働への希望を感じた (第3回)
- ・協同労働で展開される職種は、保育・介護・生活支援が多いが、これからは様々な職種に増えると感じた (第4回)
- ・「このまま (講座を) 終わらせたくない。発展形態として学習会を続けていきたい」との共通の声がグループ討議で出た。それぞれの来し方に照らし、働き方や社会への関わり方を「協同労働」に託したいことは誰もが共通していた (第6回)

◆シンポジウム

- ・何のために働き、生きるのか。それでも生きていかなきゃならない現実で、協同労働は一つの選択肢の可能性を感じた。
- ・「野の」の岡田さんをはじめ、”若者たち””当事者”の生の声から、働くことを問い直すきっかけとなった。
- ・協同労働をもっと万人に共有されてしかるべき。
- ・安心して十分に「働くこと」について話し合える場づくり、場のデザインが必要に

なるのだと感じられ、これからの協同労働について考えることができた。

これらの感想文も含めて、講座やシンポジウム開催を通じて、3つの成果があった。

第1は「多様な市民との出会いを通じて、学習運動のコミュニティが生まれたこと」である。グループワークを通じて、自分の生き方・働き方・暮らし方を交流する雰囲気になり、参加者にとって地域のなかで1つの居場所となった。講座後もこのコミュニティは継続しているが、この集まりは、協同労働を三鷹で実装化するときには、学びを通じた仕事おこしの種をもたらず可能性を持っていると考えている。それはこの講座に来た人が協同労働に興味を持ち、既存の働き方に疑問を持ち、地域で何かをしたいと考える仲間が集まっているからである。

第2は、「協同労働を軸に、連帯でつくる仕事おこしが生まれたこと」である。講座で「野の」「協同ネット」「ワーカーズコープ」を知るなかで、参加者が各団体に訪問することや「野の」のシェアキッチン事業に「協同ネット」の若者が2023年1月に「すみかふえ」をオープンするなどの動きが生まれている。すみかふえは団体間で連携した仕事づくりの事例であり、協同労働を推進するプラットフォームづくりへの第1歩となる(図11)。

第3は、協同労働の共感・理解が広がったこと



図 11 「野の」のシェアキッチン事業で始めた「すみかふえ」

である。講座では、自分の意見を言い、他人の意見を聞きながら、協同労働への疑問、感想を出し合った。またシンポジウムでは、はじめて協同労働を知る人も多くいた。

4 三鷹市で協同労働・労働者協同組合の実装化を進めるために

4.1 実装化のための全国実践

4.1.1 周知・広報活動 労働者協同組合法の活用

労協法に合わせて厚生労働省や各都道府県が予算化して、労協法の周知・相談窓口の設置、WEB サイトでの紹介、フォーラムを開催している。厚生労働省では全国7カ所でフォーラムを開催し、延べ2,000人超が参加した。また18以上の都道府県で、住民や自治体の労働者協同組合の担当部局を対象とした学習会を開催している。

労協法を知る上で、行政関係者と連携しこれらの取り組みを進められたことは、多様な方々が労働者協同組合や協同労働を認知する機会をつくる意味で大きかった。

今後、これらの国や県での動きを継続させながら、身近な地域である基礎自治体で労働者協同組合法や協同労働の周知を推進していくフェーズに移ることが、より労働者協同組合を実装化する意味で大切である。

4.1.2 自治体の協同労働推進事業のモデル事例（広島市協同労働促進事業）

広島市では2014年から協同労働の仕組みを活用し、就業や社会参加を希望する意欲と能力ある高齢者の起業を促し、働く場の創出と地域課題の解決、地域コミュニティの再生を図るために、「広島市協同労働促進事業」¹⁸⁾（旧：広島市協同労働プラットフォーム事業）を開催してきた。

2021年度までの8年間で、27の協同労働団体が生まれ、約310人が協同労働の構成員として参加している。事業は、農支援・移動支援・食事業・生活困りごと支援・子ども支援・居場所等である。立ち上げた地域は、中山間地域・郊外住宅団地・市街地等広島市内全域である。立ち上げた母体団体は、社会福祉協議会、町内会、農協の組合員、NPO等多岐にわたる。

本事業は、団体の立ち上げを伴走しながら支援するとともに、立ち上げ費用の2分の1(上限100万円)を補助金として拠出している。また立ち上げ後も継続的に事業が運営できるようサポートをしている。このコーディネーター業務を2014年から労協センター事業団が市から受託している。

協同労働促進事業の統括コーディネーターの小暮は、本事業の成果として「地域で共に暮らし続けるために協同労働の営みが活用され、地域の課題解決の当事者となる」「生きがいで就労を通じて、多様な働き方で仕事をつくる」「協同労働を学びたい・立ち上げたいという声が広



図 12 厚生労働省「知りたい!労働者協同組合法」ホームページトップ画面

がる」をあげる（小暮・相良 2020:12-14）。

この事業は、多様な人が地域でよりよく生き・暮らすために、自分たちで力を合わせて協同労働団体をつくり、仕事とともに生きがい・居場所をつくっている。それは市民の自治と協同の力でつくる共生社会の場を協同労働でつくられたモデル事例である。これらを進めようとしたときに、小暮のような協同労働で地域づくりをするコーディネーターや団体間を横につなげる事務局の役割は大きなポイントになるだろう。

4.1.3 自治会・町内会を母体に労働者協同組合法人をつくった「かりまた共働組合」

自治会・町内会が母体となり労働者協同組合法人を立ち上げた例として、沖縄県宮古島市にある「労働者協同組合かりまた共働組合」がある。ここは、「自治会として取り組む限界を感じるようになった。すべての住民が事業の恩恵を受けるわけではないため、理解を広げにくい、役員もいづれ交代する。この先も事業を広げていくにはどうしたらいいのか」¹⁹⁾という問題意識があった。労働者協同組合法人になったのは、上記の問題意識とともに、「経営しながら働くといった自主・主体性を重視すること、特技を生かしたり、自身の都合で就業時間を決めるなど、無理をせず持続的な組織をつくるため」²⁰⁾であった。かりまた共働組合では、7名が参加し、3チーム制「むすびや（おにぎり・惣菜づくり、地域食堂、弁当配食、自治会行事のオードブル提供等）」「いんぱり（もずく・追い込み漁、畑肥培管理、魚介類の六次産業化）」「ばぎだま（電気自動車を活用した送迎・ホテルや民宿での清掃、地域内での困りごとの請負（雑草取り）等」で活動している。

かりまた共働組合の事例は、持続可能で活力ある地域をつくろうと考えたときに、町内会・自治会が抱える課題を労働者協同組合・協同労働の事業を通じて解決するモデル事例であると

考えている。

4.2 三鷹市で実装化を進めるためのヒント

4.2.1 市長や市議会議員との懇談で話された疑問点

労協法の周知と地域課題の解決において協同労働や労働者協同組合をどのように活用するのかを深めるため、筆者らは河村孝市長や8派21人の市議と懇談した。

河村市長からは、協同労働を「経営と労働と一緒にやるのはしんどいこととは思いますが、話し合いを大切に運営するのであれば、福祉事業に向いている働き方かもしれませんね」²¹⁾と述べていた。その他、労働者協同組合法人とNPO法人との違い等が話された（図13）。

市議会議員（表5）からは、労働者協同組合法



図13 日本労協新聞(2022年8月5日号)で市長との懇談内容掲載記事

表 5 市議会議員ヒアリング日程と懇談者

日程	会派	対応市議
2022年1月31日	民主緑風会	谷口敏也、高谷真一朗、岩見大三、小幡和仁
2022年2月2日	自民・民主クラブ	石井良司、宍戸治重、吉野和之
2022年2月2日	令如山桜会	渥美典尚、吉沼徳人、土屋けんいち
2022年5月31日	共産党市議団	大城美幸、栗原けんじ、紫野あすか、前田まい
2022年5月31日	いのちが大事	野村羊子
2022年6月3日	公明党市議団	寺井均、赤松大一、大倉あき子、粕谷稔
2022年6月9日	つなぐ三鷹の会	成田ちひろ

や協同労働の課題や疑問として、「資産や能力を持つ者、持たないものが協働できるのか」「起業の難しさ」「地縁組織の排他性もあるなかで協同労働は活かせるのか」等があげられた。

このような動きをつくった結果、国政の情勢もあったが、令和5年度第1回市議会で、公明党の大倉あき子市議が労働者協同組合の周知・活用等に関わる一般質問²²⁾をされた。市長・市担当からは地域課題の解決と雇用を増やす双方から自治体に関連する機関・団体に労働者協同組合や協同労働の働き方を案内することの可能性、労働者協同組合の成功事例・失敗事例・運営上の工夫、NPO 法人との相違点を研究する答弁がされた。

4.2.2 どのような地域課題があるか

市議会議員との懇談では三鷹市の現状と地域課題があげられていた。「個人商店の後継者がいなく黒字倒産が起きている」「市内の工場は昭和50年には約700か所あったが、現在は300か所。現在の主要産業は小売りである」「三鷹には精神障がい者が戦後、23区から移り住んできた」などを聞いた。また労働者協同組合法や協同労働の活用について、「精神障がい者の就労づくり、居場所」「小学校の放課後子ども教室の担い手」「市民が仕事を通じて地域づくりの担い手にな

る」「一人ひとりが自分の得意なことを地域で活動してみる(てのひら起業)との関連」が出された。

これらの話を聞くなかで、圧倒的にまちをつくる担い手がないと考えている。そしてそれらの活動や事業の多くが利益にはならないかもしれないが、人口減少・少子高齢社会の地域が暮らし続ける上では、求められるものばかりであった。

相良は居住地の大沢の大沢宿町会で役員をしている。そのなかで特に若い人が地域活動に参加しない(できない)状況にある。それは、「仕事や暮らして時間的・精神的な余裕がない」「地域と関わるきっかけや出会いがない」「そもそも地域に興味がない」「自分の時間を最優先したい」等の考えからである。

その状況を打破する上で、広島市の協同労働促進事業や宮古島市のかりまた共働組合はヒントになる。協同労働を軸に、事業として継続的に運営する仕組みをつくることで、共益団体が持続可能な暮らしをつくる、地域をつくることにつながると考えている。

5 三鷹でより労働者協同組合や協同労働を実装化する戦略

本章では、より三鷹で労働者協同組合や協同労働を実装化するための4つの戦略を描いた。これらは、協同労働講座・シンポジウムの3つの成果を元に、第3章から第4章で記述した内容をマクロな視点でまとめ、今後の行動指針の意味合いで記載する。

5.1 地域の多様な人と出会い、協同労働への共感・理解を広げる

市議会議員や市長懇談、講座、シンポジウムなどは、多様な人と出会い、協同労働への共感・理解を広げる実践事例になった。

これらの実践では、協同労働を初めて知る人

が多く生まれた。協同労働への共感が広がった背景には、「当事者・主人公として働くこと・生きることを考える」「一人ひとりの困難や願いを形にする上で、実装化している協同（労働）の価値に触れる」ことがあった。シンポジウムでは、講座受講生 3 人の報告や協同労働を実践する「野の」の岡田報告から、協同労働がより社会や自分に必要とされていることを参加者に投げかけるものになったことで、感想文には協同労働に関心を寄せられ、協同労働をより知りたい、関わりたいとの気持ちが書かれていた。

今後も協同を価値として、まちづくりを推進する個人・団体とも多くの出会いをつくり、理解を広げる取り組みが必要になる。そのためには、理念や概念を伝えるとともに、協同労働の現場に訪問することが大切である。それは国会議員が労働者協同組合の現場に訪問したことで、労協法制定を本気になって成立させる契機になったことを目の当たりにしているからである。

三鷹市では、市長、市議会議員・自治体職員も交え、継続的な懇談や学習会、現場訪問を実施し、令和 5 年度第 1 回市議会での大倉市議の質問への回答を具体的に行動していくステージをつくりたい。

それらを形にするためには一人ではできないので、「協同ネット」、「野の」、「ワーカーズコープ」のメンバー、講座の受講生などとの、市民が多様に入ったチームづくりが必要になるだろう。

5.2 一人ひとりが意見を出し合える学習運動のコミュニティを継続する

「協同労働講座」は、継続的な学習運動のコミュニティの実践事例となった。一人ひとりが講座で「働くこととは」「生きることとは」などの根本的テーマについて、自分の体験や経験、考えを吐露し、自らの生き方・働き方・暮らし方を探究する場になった。一足飛びに「仕事おこし」までいくことは難しい。しかし市民一人ひとりの夢や困りごとを出し続けられる場が仕事

おこしの第 1 歩であることを、全国のワーカーズコープのまちづくり講座の事例から感じている。その意味では焦らずにこのような場を継続することが大切だと考えている。

2023 年 3 月 1 日に講座後の集まりとして、12 名が参加した。この間の近況報告をした後、3 グループ（「仕事おこし・はたらくことを考える」「地域活動を考える」「地域課題・ネットワークづくり」）に分かれて議論したが、議論が盛り上がり、時間内に終わらず、議題は次回へと持ち越しとなった。その意味では、この仲間と話せることに居心地よく考える仲間が多いように考えている。今後もこのコミュニティを継続させ、協同労働を軸とした仕事おこし・地域づくりを考える場を参加者主体でつくっていく。

5.3 協同労働を軸に、仕事おこしの事実をつくり、継続し、広げていく

2 年間の研究期間で、協同労働で運営する「野の」が立ち上がったことは、協同労働による仕事おこしの事実をつくる意味で大きな実践事例となった。「野の」の設立プロセスに関わるなかで、何度も話し、悩みながらも立ち上げたことは、協同労働の仕事おこしそのものである。

シンポジウムで「『野の』を訪問したことがある方」と相良が聞いたところ、約 40 名が手をあげていた。それだけ、仕事を起こすことは、目に見えることとして大きなインパクトを残すと考えている。

「野の」のシェアキッチン事業に、協同ネットの風のすみかの「すみかふえ」がオープンしたことも貴重な仕事おこしの事実である。このように団体間がつながるなかで、仕事おこしが生まれる動きを今後も意識して取り組みたい。

今後、「野の」が継続的に運営され、事業・運動を発展させていくことは、三鷹市内で協同労働や労働者協同組合の実装化する意味では生命線となる。それとともに、第 2 の「野の」のような協同労働で立ち上げる団体が生まれること

は、協同労働や労働者協同組合がより三鷹で実装化する上で大きな後押しとなる。

これらを実現するために、既存の労働者協同組合団体とのつながりの強化が必要である。協同労働を発見し労働者協同組合のパイオニアである労協センター事業団の拠点を三鷹市内につくことや「野の」が労働者協同組合法人になること、日本労協連に加盟することの検討ができればと考えている。それは日本労協連の人材や経営ノウハウ、ネットワークを生かしやすくなるからである。それらを通じて、0から1のスタートアップではなく1から2のスタートアップとしてハードルを下げたり、事業継続のために全国の実践事例を学ぶことは、自分たちの団体のアイデンティティを振り返ったり、視野を広げることにつながるだろう。

5.4 個人・団体が連帯してつくる「三鷹市協同労働プラットフォーム(仮)」の設立

2022年度から地域でコモンズ(社会的共有財産)をつくることを目的に「コモンズ三鷹武蔵野会議」²³⁾を立ち上げた。この会議と連動させて三鷹市のまちの課題を市民が主体となり仕事おこしや活動を通じて解決するコモンズとして、協同労働プラットフォームをつくっていききたい。

すでにこのような機能をもつネットワークを、日本労協連は全国13の都道府県で「協同労働推進ネットワーク」としてつくっている。ここには、大学教員、自治体関係者、議員、地域団体、市民、労働者協同組合の組合員等が関わり、労働者協同組合・協同労働の周知するフォーラムやネットワーク化、設立したい団体も合流しはじめている。

このネットワークを基礎自治体でつくり、協同労働を軸としたプラットフォームをつくることで、周知とともに、協同労働や労働者協同組合の実装化にもつながると考えている。そのことを実装化できれば、「仕事おこし」と「地域づ

くり」を市民自治の視点からつくる拠点が三鷹市で生まれることになる。

これを実現するためには、広島市の協同労働促進事業のように、団体の立ち上げをコーディネートする機能や役割を三鷹市でつくることである。市民参加と協働・自治を推進する三鷹市で、協同労働を軸に、持続可能な地域づくりを就労創出を通じて行う政策メニューができれば、東京都の自治体初の協同労働団体の設立支援のモデル事例²⁴⁾になる。これを実現するためには、市民協働センターや(株)まちづくり三鷹との連携は欠かせないだろう。

6 終わりに

2年間、まちづくり研究員として三鷹市内で協同労働や労働者協同組合の実装化の大きな一歩を踏み出すことができた。

自治を推進する協同労働を通じて、三鷹市内で「市民との協働」がより推進され、市民がコミュニティ(職場・家庭・学校・地域)をつくる主人公になる社会をつくりたい。そのために、都市で無数の協同のコミュニティを作り出す運動をつくる。

三鷹で協同労働を広げる旅は始まったばかりである。

[注]

- 1) 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 協同労働の協同組合の原則から。2015年6月27日に日本労協連の定期全国総会で採択。
- 2) 三鷹市自治基本条例(平成17年公布、同18年施行)前文「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行なわれるものでなければならない。」「私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りと思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確

- かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。」第4条「市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。」
- 3) 1974年開設。東京都三鷹市下連雀に本部がある。子ども・若者の学習の場、居場所、就労の場をつくってきた。3章で詳述する。
 - 4) ネイサンシュナイダー（2020）により多様な事業分野を労働者協同組合が運営しているのがわかる。
 - 5) ワーカーズコープの寄附講座の学生の感想、卒業論文等で協同労働をテーマに書いた学生の思いを『協同の発見』（328号「ワーカーズコープ寄附講座運動④」・352号「学生たちにとっての協同労働」・364号「学生の協同労働探究」）等で紹介している。
 - 6) 齊藤は同書「協同組合による参加型社会」p.334-5で取り上げている。「自治体と協同組合のつながりは、双方に良い結果をもたらす。自治体は、公共調達の発注先を決めるにあたり、ローカルなもの、公正なものを優先するようになり、協同組合が受注することが増えた。一方で協同組合の声が市政に届くようになり、政治も社会運動を活発化していく。短期の利潤を追求するのではなく、組合員たちの自律や参画、相互扶助を重視することが、生産という場を越えて、政治においても参加型民主主義を促進する。これまでにはなかった市民と政治のダイナミクスが生まれ、両者のパフォーマンスが向上していく」
 - 7) 工藤律子（2016、2020）なども社会的連帯経済の文脈で労働者協同組合・協同労働を取り上げている。また、藤井敦史編著（2022）には拙稿「労働者協同組合の社会化戦略 - 協同労働を軸に明日が希望と思える社会改革へ」（相良2022a）が掲載されている。
 - 8) 市民参加組織マチコエについての市長コラム『いよいよ発進。まちの声をあつめます』（三鷹市ホームページ2022年5月1日付け）から。（2023年3月7日取得、https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/096/096779.html）
 - 9) 従事分量配当は剰余金から優先的に準備金・就労創出等積立金、教育繰越金に充てた上で実施する。特定労働者協同組合（税法上公益法人と同様の労働者協同組合）は、非営利性を明確にするため、従事分量配当はできない。
 - 10) 新規で立ち上げる団体や法制定前から労働者協同組合で運営していた団体が法人となっている。業種は、既存の労働者協同組合のように福祉関連（高齢者・子ども・障がい・生活保護・困窮者等）以外にもキャンプ場の運営、食事業・IT等と広がっている。また自治会から派生した団体、副業として設立した団体もある。国税庁、法人番号検索サイト、国税庁ホームページ、「労働者協同組合」を検索（2023年3月23日取得 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>）
 - 11) 新聞では10月1日前後に複数の新聞で取り上げている。東京新聞は継続的に取り上げており、2023年1月1日は「まちかどの民主主義」をタイトルに、ワーカーズコープセンター事業団が運営する国分寺の民設民営の学童が紹介されている。本では『協同労働入門』経営書院（小島明子・福田隆行共著）等が出版されている。
 - 12) イタリアの社会的協同組合は、社会的に排除されている方々が仕事と居場所をつくることを実践している。イタリア社会的協同組合法（1991年）第1条には「社会的協同組合は、市民の、人間としての発達及び社会参加についての、地域における普遍的な利益を追求することを目的としている」とある。

- 13) 工藤 (2023) で「野の」立ち上げの経緯が詳しく紹介されている。
- 14) 「野の」ホームページに事業の紹介、設立趣意書等が掲載。(2023年3月9日取得、<https://nonohakariuri.wixsite.com/home>)
- 15) このシンポジウムについては相良 (2023:73) に詳細を掲載した。
- 16) 2021年9月までの中間報告を相良 (2021b) に掲載。
- 17) 講座・シンポジウムの詳細は、「『民学産公』協働研究事業成果報告書」2023 三鷹ネットワーク大学に掲載。
- 18) 広島市協同労働促進事業については、小暮・相良 (2020)、末松 (2021)、『協同労働ひろしま』ホームページ (2023年3月8日取得、<https://kyodo-rodo.jp/>) を参考にした。
- 19) 『朝日新聞』2022年10月31日朝刊13面「住み続けられる地区へ 協同労働」による。
- 20) 相良 (2022b)、「労働者協同組合を設立したい人の声」、『協同組合ハンドブック』、日本協同組合連携機構編、P.36に掲載。
- 21) 日本労協新聞2023年8月5日2面に掲載された。
- 22) 三鷹市議会、2023、『三鷹市議会インターネット中継』、三鷹市議会ホームページ「大倉あき子議員一般質問」(2023年3月3日取得 https://mitaka-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=1107) による。
- 23) 約2か月に1回のペースで開催している。コモンズ(社会的共有財産)を三鷹・武蔵野地域で多くつくることを意図し、コモンズをつくるに資する実践や理論を毎回報告いただいた上で、参加者で議論している。
- 24) 自治体で、協同労働の団体設立等に関する予算化をしているのは、広島市の他に京都府京丹後市がある。茨城県つくば市では2023年度の前算化が進められている。

【文献】

- 河村孝、2018、『明日のまち「三鷹」を考える』、ぶんしん出版
- 清原慶子・淡路富男、2010、『三鷹でひらく自治体の未来—品格ある都市をめざして』、三鷹市編集・発行
- 工藤律子、2016、『雇用なしで生きる』、岩波書店
- 、2020、『つながりの経済を創る』、岩波書店
- 、2023、Imidas 電子版「『社会的連帯経済』への誘い 16『労働者協同組合法』が創る未来」、集英社、(2023年3月9日取得 https://imidas.jp/latingang/?article_id=1-70-047-22-12-g471)
- 厚生労働省、『知りたい！労働者協同組合法』(2023年3月10日取得、<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>)
- 小暮航・相良孝雄、2020、「住民が暮らしの課題を協同労働で解決する」、『協同の発見』336号(2020年11月)、協同総合研究所
- 斎藤幸平、2020、『人新世の「資本論」』、集英社新書
- 相良孝雄、2018、「連帯経済の社会化と労働者協同組合による起業促進の環境設定」、『協同の発見』313号(2018年12月号)
- 、2021a、「労働者協同組合の働き方である『協同労働』の起源を探る」、『協同の発見』344号(2021年7月号)、協同総合研究所
- 、2021b、「自治体ごとの協同労働プラットフォームづくりへー武蔵野市での市民講座出講と三鷹市での懇談会から考えることー」、『協同の発見』347号(2021年10月)、協同総合研究所
- 、2022a、「労働者協同組合の社会化戦略 - 協同労働を軸に明日が希望と思える社会改革へ」、藤井敦史編著『地域で社会のつながりをつくり直す 社会的連帯経済』、彩流社
- 、2022b、「労働者協同組合を設立したい人の声」、『協同組合ハンドブック』、日本協同組合連携機構編
- 、2023、「労働者協同組合の空白地である居住地三鷹で協同労働の拠点をつくる」、『協同の

発見』363号(2023年2月)、協同総合研究所
佐藤洋作、1998、『君は君のままでいい』、葦臺書房
佐藤洋作・浅野由佳編著、2005、『コミュニティ・ベー
カリー風のすみかによろこそニートから仕事の
世界へ』、ふきのとう書房
末松宏一郎、2021、「ワーカーズコープで活性化する
地域コミュニティ」、『地域づくり9月号特集編』
(通巻387号)、地域活性化センター
ネイサンシュナイダー(月谷真紀訳)、2020、『ネクス
トシェア』、東洋経済新報社
藤井敦史編著、2022、『地域で社会のつながりをつく
り直す 社会的連帯経済』、彩流社

[参考資料]

『協同の発見』、1991～2023、協同総合研究所編集・
出版
文化学習協同ネットワークホームページ、(2023年3
月1日取得 <https://www.npobunka.net/>
量り売りたまちの台所「野の」ホームページ(2023年
3月9日取得、<https://nonohakariuri.wixsite.com/home>)
厚生労働省、2023、厚生労働省ホームページ『知りた
い!労働者協同組合法』(2023年3月8日取得、
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.h
tml](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html))
『協同労働ひろしま』ホームページ(2023年3月8
日取得 <https://kyodo-rodo.jp/>)

プロフィール

協同総合研究所

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
が母体となり、1991年開設。現在、約500名の
会員がおり、実践と研究の融合を目指し、「協同
社会のデザイン」「協同労働」「労働者協同組合」
をテーマに、地域づくり、働くこと、仕事おこし
等に関わる研究を行なっている。ホームページ
は <https://jicr.roukyou.gr.jp/>

相良 孝雄 (さがら たかお)

1979年生まれ。茨城県神栖市出身。立命館大学
産業社会学部卒、同大学院応用人間科学研究科
修了。大学生協学生委員会活動に関わる。2005年
から労働者協同組合センター事業団に入団。
2013年より現職である協同総合研究所事務局長。
2017年から日本労協連理事を務める。月刊誌「協
同の発見誌」編集長、千葉大学・草苑保育専門学
校等で非常勤講師を歴任。大学でのワーカーズ
コープ寄附講座のコーディネーター。

佐藤 洋作 (さとう ようさく)

NPO 法人文化学習協同ネットワーク代表理事。
1970年代から三鷹市を中心に学習教室を運営し、
1993年には不登校の子どものためのフリース
クールを開設。2000年代に入り、引きこもりの
若者支援の取り組みを強める。2005年には若者
の働き場としてパン工房をオープン。
